

# 令和8年度 学校の部活動に係る活動方針

奥州市立衣川中学校

## 1 活動方針

- (1) 岩手県教育委員会の「岩手県における部活動の在り方に関する方針」、奥州市教育委員会の「奥州市における部活動の在り方に関する方針」（通知を含む）を遵守します。
- (2) 各部活動において月間活動計画を作成し、家庭、生徒が見通しをもって活動できるようにします。
- (3) 部活動の教育的意義を尊重し、生徒一人一人の意欲を引き出すとともに自主的、自発的な活動となるようにします。
- (4) 適切な指導、事故防止を徹底します。

## 2 休養日について

- (1) 週当たり2日以上（平日は月曜日、週末はどちらか）の休養日を設定します。（原則）
- (2) 部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替えます。
- (3) 長期休業中も学期中と同様の活動とします。
- (4) 年末年始及び夏季休業期間中の学校閉庁期間（4日間）については部活動を実施しないこととします。

## 3 活動時間について

- (1) 1日の活動時間は、保護者会練習やスポーツ少年団等の活動も含め、原則として平日2時間程度、休日3時間程度とし、午後8時を超えないこととします。
- (2) 平日の活動時間は、部活動16:35まで（完全下校16:45）、保護者会活動20:00までとします。
- (3) 中体連や中文連主催の大会は1カ月前から、その他の大会等に出場する場合には2週間前から活動時間を延長するなどの措置を執ることがあります。その際の活動時間は17:50までとし、完全下校18:00とします。

## 4 部活動停止日について

- (1) 定期（中間、期末）テストの5日前から
- (2) 実力テスト1日前
- (3) 学校が特に定めた日

## 5 部活動数の削減について

- (1) H28 修正案  
2大会（2季）連続で不出場の場合、その部は削減（H28年度PTA総会確認事項）について、生徒の実態に合わせて以下の別記内容の修正案とする。
- (2) R4 修正案  
3大会（3季）連続で不出場の場合でも、次年度から部員の定数が確保できる見通しがあり、それ以降も継続的に定数の確保ができる場合は、その部を削減せずに存続とする。  
但し、小中連携を行い小学校への事前調査など実施し、定数確保の見通しを図る。  
また、今後も生徒数減による削減の見直し等が予想される場合は、その状況によりPTA役員会等を臨時に開催し、状況に応じた修正を行う。
- (3) R8. 1月「R8以降の部活動の再編について」PTA役員会で承認
  - ①男女ともに1部活動を休部とする。男子は卓球部、女子はバスケットボール部とする。
  - ②男子、女子のバドミントン部を、男女バドミントン部とする。※①、②により、R7：8部活動からR8：5部活動とする

## 6 特設部の活動について

- (1) 活動は定めた期間設定内の活動とし、全教職員による全校体制の取組とする。
- (2) 常設部との差異は、特設部活動は期間を設定した活動、常設部は通年設定とする。
- (3) 活動への参加は希望制とし、全校生徒が対象で他の部活動との重複も可とする。

## 7 その他

- (1) 地域部活動等への移行に係る対応等について（令和4年度以降）  
休日の部活動については、地域移行に適応できている現行通りの保護者会活動を継続する。  
平日の部活動についても、現行通り、保護者会練習を優先する。
- (2) 令和4年度以降の学校部活動への加入・未加入の確認と各種大会参加への出場範囲について
- ①学校部活動の加入・未加入
- ア 現在「国、岩手県、奥州市」の施策により、「学校部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるもの」への転換が求められており、本校においても「学校部活動への自主的・自発的」な加入及び参加の方向で、PTA役員会や保護者会情報交換会等で方向性を確認している。本校の「部活動の在り方」を進める上で、生徒の学校部活動への加入（参加）の確認が必要となり、入学後に「部活動加入確認書」の提出を求めることとする。
- イ 但し、学校部活動の加入については任意となり、「学校部活動に未加入で、外部の各種競技団体等への参加」や「学校部活動及び外部の各種競技団体等のどちらにも所属しない」場合も可能となる。
- ウ 本校において学校部活動未加入の場合は、授業終了後（帰りの会）に下校となる。SB使用の生徒については、会議室での待機とし学習等を行う。
- ②各種大会参加への出場範囲
- ア 岩手県中体連盟の考え方に従う。
- イ 地域クラブ活動の登録
- ・ 県中体連に登録を申請し、承認を得ること。承認の条件等は、令和5年度と同様。
  - ・ 令和5年中体発305号「令和6年度全国中学校体育大会夏季大会（16競技）地域クラブ活動の参加特例における各競技部細則（確定）」及び本連盟が定めた競技細則を確認すること。
- ウ 生徒の参加区分の登録
- ・ 生徒及び保護者は以下のA～Eの参加区分・参加形態を選択し、「参加区分登録書」を学校へ提出する。
    - A 学校の部活動のみに所属し、学校部活動名で参加する。
    - B 学校の部活動と地域クラブ活動に所属し、学校部活動名で参加する。
    - C 学校の部活動と地域クラブ活動に所属し、地域クラブ活動名で参加する。
    - D 地域クラブ活動のみに所属し、地域クラブ活動名で参加する。
    - E 大会参加を希望しない。
- エ 地域クラブ活動チームの大会への参加
- ・ 前年度の2月～3月1日までに登録したチームであること。年度途中の登録は可能であるが、中総体や新人大会へは出場できない。
  - ・ 中体連主催大会の団体競技及び団体戦に参加する際は、同一地区の学校に在籍する生徒のみで編成し、地区中体連を越えた編成は認めない。また、地域クラブ活動が中総体の個人競技及び個人戦に参加する際は、競技細則等を確認した上で生徒が在籍する学校の地区から参加する。
  - ・ 地域クラブ活動が参加する場合であっても地区中総体・県中総体・地区新人・県新人のいずれも会期延長は行わない。
  - ・ 地域クラブ活動が参加することにより、13地区中体連のうち1地区でも会期内での開催ができなくなる競技がある場合は、中体連主催大会とは別に県全域の地域クラブ活動のみで行う大会を競技ごとに地域クラブ活動が主体となって実施する。上位大会への出場枠については、競技ごとに定める。
- オ 中体連の合同チームに係る規定について（令和6年度から）
- ・ 競技ごとの細則については、日本中体連競技部細則に県中体連専門部が独自に定めた競技細則を追加して運用する。
  - ・ 新人大会出場のために結成した合同チームは、翌年、合計の人数が登録人数を超えたとしても、中総体に合同チームとして出場することができ、県大会や東北大会への出場も可能である。